

京都海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和7年7月29日(火) 午後2時00分～午後3時30分
2. 開催場所 京都府宮津市字小田宿野 1029-3 京都府水産事務所 研修室
3. 出席者 京都海区漁業調整委員会

会 長	葭 矢 護
副会長	川 崎 芳 彦
委 員	狩 野 安 徳
委 員	北 仲 賢 一
委 員	倉 幹 夫
委 員	畑 崎 幸 男
委 員	甲 斐 嘉 晃
委 員	丸 田 智代子

事務局	局 長	栗 屋 克 彦
	次 長	本 多 靖 一
	主 事	上 野 香奈子

京都府水産事務所漁政課	課 長	永 井 大 輔
	技 師	川 崎 優 海

京都府農林水産部水産課	主 幹	熊 木 豊
	主 任	難 波 真梨子

舞鶴市産業振興部水産課	課 長	真 下 了 代
-------------	-----	---------

4. 議事事項と結果

第1号議案 特定水産資源(くろまぐろ)に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問)
…諮問の原案に異議ない旨、答申することを議決

第2号議案 特定水産資源(べにずわいがに日本海系群(知事許可水域))

の漁獲可能量について（諮問）

…諮問の原案に異議ない旨、答申することを議決

第3号議案 京都府資源管理方針の変更について（諮問）

…諮問の原案に異議ない旨、答申することを議決

第4号議案 知事許可漁業の制限措置等について（諮問）

…諮問の原案に異議ない旨、答申することを議決

第5号議案 令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック
会議に提出する議題について

…原案のとおり議題提出することを議決

5. 議事

事務局長

委員の皆様並びに関係者の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

定刻になりましたので、第3回京都海区漁業調整委員会を開催させていただきます。

本日は、村岡委員、吉本委員がやむを得ぬ事情で欠席されており、出席委員は8名で、委員会規定第6条により開催の要件は満たしております。

ここからは、会長の議事進行でお願いします。

葭矢会長

本日は酷暑の中、御出席を賜り、ありがとうございます。

本日は5つの議案が準備されております。第1号議案「特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について」、以下第2号議案から第4号議案までは、京都府からの諮問となっております。

それから、第5号議案「令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議に提出する議題について」は諮問ではなく、事務局からの協議事項でございます。盛りだくさんの内容ですが、御審議をお願いいたします。

本日の議事録署名人を指名させていただきます。北仲委員、倉委員よろしくをお願いいたします。

それでは次第に従いまして、進行させていただきます。第1号議案「特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和7管理年度における

知事管理漁獲可能量について」を京都府から説明願います。

(水産課)

難波主任

(第1号議案について説明)

葭矢会長

ありがとうございました。それでは、只今の説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。
不等量交換について、もう一度ご説明いただけますでしょうか。

難波主任

不等量交換は、水産庁に申請を行い、小型魚の枠に一定の係数を掛けて大型魚に振り替えるというものです。例えば、小型魚1tの枠を大型魚に振り替える場合は、係数が1.47ですので、 $1\text{t} \times 1.47$ で大型魚1.47t分に変換できるということになります。

ただ、水産庁の計算ルール上、小数点第二位以下は切り捨てとなっておりますので、1.47tであれば実質的な数量は1.4tとなります。

葭矢会長

小型魚を1t交換すると、大型魚では1.4tになるということで、0.4t分をプラスとして計算できるという制度です。

この制度自体は、小型魚の資源保護を優先するという意図があるのでしょうか。

難波主任

おっしゃる通りです。国際ルールにおいて、大型魚より小型魚の漁獲抑制をしていこうという考えがベースにありますので、このような制度が推奨されています。

葭矢会長

この場で諮問していただく前に、関係団体と事前に調整していただいていますか。

難波主任

定置協会や京都府漁業協同組合と意見交換させていただいて、承認いただいております。

川崎副会長

小型魚を抑制して大型魚を優先的に採捕すれば、必然的にトン数は増えますので、操業とのバランスが難しいと思います。

葭矢会長

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

それでは、御発言がないようですので、本議案については特に問題ないということで、京都府知事へ原案に異議ない旨答申をすることとしてよろしいでしょうか。

葭矢会長 ありがとうございます。それでは、異議ない旨答申をさせていただきます。

難波主任 (第2号議案について説明)

難波主任　そうです。ほとんどがかがでの漁獲です。ただ、漁協に確認しても、べにずわいがにが市場に卸されたこともないということでした。

難波主任 資源管理を行う手順の中で、ステップ1に当たる時期には、全国で決まった漁獲可能量が内数と記載されます。そのため、現時点での知事管理区域におけるべにずわいがにの漁獲可能量は、全国で5,254tになります。

現在、水産庁の資源管理において、特定水産資源と定めて数量管理をしていく魚種については、ステップアップ管理という方法が

採用されております。

ステップ1では、全国の漁獲可能量の内数という制限がかかり、漁獲量の報告が義務付けられます。ステップ2に上がると、漁獲可能量を全国規模から都道府県単位に細分化します。その際の配分については、概ね漁獲量の上位80%に入る都道府県が配分を受けられる形式になっております。

ステップ3になると、採捕停止を伴う資源管理になるほか、漁獲シナリオの設定を行います。ステップ3まで終了すると、本格的なTAC管理が導入されます。

葭矢会長 ありがとうございます。その他どうでしょうか。

倉委員 内数というのは、仮に京都府でべにずわいがにの採捕が行われたとしても、5,254tという漁獲可能量を脅かすような採捕実績にはならないだろうという前提があるということでしょうか。

難波主任 そうです。新たにべにずわいがに漁業の許可を取る人がいない場合は、京都府はずっと0tのままです。全国で5,254tまで採捕して良いとなっておりますが、現状の資源管理では、採捕停止等はありません。

川崎副会長 全国で何t漁獲されていますか。

難波主任 日本海では、平成26年には1万t弱ですが、最近では約5,000tという状況です。

葭矢会長 ありがとうございます。その他どうでしょうか。

【発言者なし】

葭矢会長 それでは、御発言がないようですので、本議案については特に問題ないということで、京都府知事へ原案に異議ない旨答申をすることとしてよろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長 ありがとうございます。それでは異議ない旨答申をさせていただきます。

次に、第3号議案「京都府資源管理方針の変更について」です。
京都府から説明をお願いします。

難波主任 (第3号議案について説明)

荻矢会長 ありがとうございました。それでは、只今の説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

【発言者なし】

それでは、御発言がないようですので、本議案については特に問題ないということで、京都府知事へ原案に異議ない旨答申をすることとしてよろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長 ありがとうございます。それでは、異議ない旨答申をさせていただきます。

それでは次に、第４号議案「知事許可漁業の制限措置等について」です。京都府から説明をお願いします。

(水産事務所)

川崎技師 (第4号議案について説明)

葭矢会長 ありがとうございました。只今の３件の知事許可について、御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

倉委員 許可の上限については、最初に操業される大まかな隻数の見込みを聞いた上で、その見込みを超えない範囲の件数を設定いただいているのでしょうか。

川崎技師 各地区で、漁業種類ごとに、操業するであろう業者の人数を聞き取った上で設定しております。

許可の取り扱い方針の中に、設定いただいた上限隻数が記載されています。

川崎副会長　舞鶴では、漁業者も高齢化しているほか、従事者もなかなか増えてきていない状況です。

川崎技師 各地区からは、1，2 件程度が新規で申し込み予定と聞いておりますが、上限となる 28 件を超えるほどの申請にはならない見込みです。

葭矢会長 ありがとうございます。その他どうでしょうか。

【発言者なし】

それでは、御発言がないようですので、本議案の３件の制限措置等については特に問題ないということで、京都府知事へ原案に異議ない旨答申をすることとしてよろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長 ありがとうございます。それでは異議ない旨答申をさせていただきます。

次に、第5号議案「令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議に提出する議題について」です。事務局から説明をお願いします。

本多次長 (第5号議案について説明)

葭矢会長 ありがとうございました。本件につきまして、何か御質問、御意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

本会議について追加で説明させていただきます。全国の海区は4つのブロックに分かれており、京都府は日本海ブロックに属しています。この日本海ブロックに分類されている他海区との会議において、説明いただいた4つの議案を提出しようというところです。本会議では、各海区からも同様に要望議題が提出されますので、それらを取りまとめ、最終的に全国の海区での総会に提出され

ます。

総会でまとめられた要望書は、来年の7月に国の関係機関に手交されますが、その前段階として、日本海ブロック会議に提出するための議題を皆様に協議いただくということで、一連の要望活動としては最初の段階にあるということを御理解いただきたく思います。

また、参考として昨年度のブロック会議の資料を添付いたしております。令和6年度に提出した要望については、先日7月23日の東京での要望活動の際に手交したところです。結果については、全漁調連の事務局で集計され、後日回答されます。

倉委員 要望活動は水産庁に対して実施されているのでしょうか。

葭矢会長 京都海区では該当しませんが、他県の海区では、外国漁船との調整について要望するところもございますので、要望の内容により海上保安庁や国交省、外務省等を訪問します。

倉委員 回答はどういった形式でいただけるのでしょうか。

本多次長 後日、全漁調連の事務局において回答内容がまとめられます。1つ1つの要望に対して各機関がどのように回答したかを一覧表にしてまとめていただきます。

現時点では、今年度の要望活動結果は8月以降に共有したいとのことでした。

葭矢会長 今期の全漁調連においては、当海区が副会長職にあたっておりますので、私も先日の要望活動に参加しました。京都府の場合、少し特殊な要望議題として、沿岸漁業と大中型まき網との調整がございます。令和元年に釣漁業者がまき網船に巻かれたという事故がありましたので、水産庁との打ち合わせの際に AIS の装備等の話をさせていただきました。

倉委員 先日、定置協会の情報交換会が開催されたのですが、その会議に都道府県も入れてほしいと依頼したところ、出席を認めていただきました。主催は新潟漁業調整委員会です。

会議に出席するだけでなく、その場でどのようなことを協議

するかが大切ですが、他の機関にも、こちらの申し入れの内容は理解いただいているように見受けられます。

葭矢会長 ありがとうございます。その他どうでしょうか。

北仲委員 説明いただいたとおり、漁船についてはルールをしっかりと守っていただいていると感じております。ただ、個人の遊漁船については、新聞でも報道されているように、禁止期間にもかかわらず多くの船が出航している状態です。

遊漁船専業者やプレジャーボート等、出船している船の形態も様々あると思いますが、この件についても要望に加えていただきたいと思います。現場の実感として、遊漁者はほとんど採捕ルールを守っていません。

今年度は、各月4日前後で採捕枠を超えるような状況が続いていますが、採捕状況の把握の仕方はもう少し検討するべきだと思っております。

葭矢会長 遊漁の関係ですが、京都府の場合は漁場利用協定が締結されていますので、協定の締結団体に加入いただいている組織の組合員、会員には周知が可能です。

県によっては、そういった組織がされていないところもありますが、京都府では漁協と遊漁船団体の繋がりがあります。プレジャーボート団体にも加入いただいています。

今後は、協定の締結団体に加入していない遊漁船業者、遊漁者に、どう対処していくかが課題になります。

難波主任 くろまぐろ遊漁につきましては、現在、国で管理されており、定められた採捕数量を超過するおそれがある場合は、国が早めにストップをかけます。ただ、採捕停止となった後に報告が上がってきて、結果として数量を超過しているという状況です。

併せて、京都府としても、各会議や意見交換会において、遊漁船業者に遵守を呼びかけているところです。

実際に採捕規制を守っていない業者への対応につきましては、昨年から、らくようが取締りを強化しております。今年は境港漁業調整事務所と合同で巡視を行い、違反事項を現認しておりますので、その件については報告事項で改めて説明させていただければ

と思います。

本多次長 くろまぐろ遊漁につきまして、資料の 29 ページに要望事項として記載しておりますが、京都府の対応も踏まえまして、内容を検討させていただきます。

葭矢会長 ありがとうございます。
もう一度、くろまぐろ遊漁の委員会指示に対する罰則事項について、説明いただけますでしょうか。

難波主任 遊漁におけるくろまぐろ採捕については、国の広域漁業委員会指示で規制されています。まず 1 回目の違反では、農林水産大臣名で、広域漁業調整委員会の指示に従うべき命令が出されます。
その後 2 回目の違反行為が認められると、50 万円以下の罰金等の罰則が適用されます。現状、1 回目の指導は命令ですので、遊漁者の意識として、刑事罰にならないということもあり、禁止期間にもかかわらず出船される事案が多く見られます。京都府としても非常に危機感を持っており、水産庁への要望として厳罰化を求めている次第でございます。

倉委員 他の業界では、規則に違反した企業や個人の名前が公表されるような事例もあると思いますが、本件についてはどのような対応がなされるのでしょうか。

難波主任 氏名は公表されません。在住地や、違反時期、海域及び使用船舶の情報等が公表されます。

葭矢会長 ありがとうございます。ホームページを見ても、違反行為が認められてから公表されるまでに間隔が開いているようです。令和 7 年度には富山県での違反事例があったと記憶していますが、現在ではまだ文書が発出されておられません。
その他どうでしょうか。

【発言者なし】

葭矢会長 それでは、意見がないようですので、ブロック会議へ提出する議

題については、この議案のとおりとし、内容の修正及び今後の情勢に
応じた変更は、会長と事務局の間で協議の上、議題を提出すること
としてよろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長 ありがとうございます。以上で議案は終了いたしました。続きま
して、報告事項に移らせていただきます。

報告事項「令和7管理年度くろまぐろの漁獲等の状況について」
を京都府から説明願います。

(水産課)

熊木主幹

(報告事項について報告)

葭矢会長 ありがとうございます。只今の説明に関しまして、御意見、御質
問等ございましたら、よろしく願いいたします。

令和8年度からの届出制について、事務担当は都道府県になる
のでしょうか。

難波主任 遊漁については、これまで同様国の管理になりますので、広域漁
業調整委員会が担当するのではないかと考えております。都道府
県が事務分担するという話は聞いておりません。

倉委員 小型魚の実績が0.1tと記載がありますが、どの管理区分で漁獲
されたのでしょうか。

難波主任 定置漁業からの採捕報告はされておきませんので、おそらく漁
船漁業（以西海域）で採捕されたものと思われます。ただ、計画的
に採捕されたのではなく、釣れてしまったために水揚げをしたも
のと思います。

川崎技師 補足させていただきますと、漁船漁業等で採捕されたくろまぐ
ろに関しましては、毎月月初めに資源管理報告ということで、水産
事務所漁政課に連絡いただいております。御指摘のありました
0.1tは、漁船漁業にて採捕された実績になります。

葭矢会長 漁船漁業（以西海域）の漁業者は、今回初めてくろまぐろを採捕されている方で、漁船漁業（以東海域）の漁業者が従来から採捕経験のある事業者だと記憶していますが、間違いありませんか。

難波主任 そうです。ただ、以東海域で操業されている事業者は、小型魚は全く採捕していないということで、第1号議案にありましており小型魚0.1tの枠を大型魚に振り替えております。そのため、以東海域の事業者は、小型魚の採捕可能数量は現状0tになります。

葭矢会長 そうすると、今回初めて採捕される京都府内の漁業者が、実績として意図せず0.1t水揚げしてしまったということによろしいでしょうか。

難波主任 京都府沖で操業する漁船漁業者にあたっては、これまでも小型魚の枠が1.0tあります。ただ、当該区分の漁獲量の合計が50kg未満等、トン数で換算すると小数点以下第一位までに表示されない量であったため、府全体の漁獲量としては、ほとんど定置漁業で採捕されているという実績になっていました。

葭矢会長 ありがとうございます。その他どうでしょうか。

本多次長 事務局から、資料の内容について確認したい点があります。
先ほど指摘がありましたが、小型魚の漁獲実績が京都府内で0.1tとなっております。他方、下段の府内の管理区分別漁獲状況では、0tと記載されています。
時系列で考えても、府内の小型魚の採捕実績は0tではなく、0.1tではないかと思います。

難波主任 おそらく端数処理で記載が異なっているものと思われますが、再度確認させていただきます。

本多次長 先ほどのくろまぐろ遊漁の違反の件について補足させていただきます。
資料の6ページに、違反者に対する漁業法に基づく命令の発出という項目がございます。ここでは、令和6年度に11件、令和7年度は今のところ事案なしとなっておりますが、これが、先ほど京

都府から説明のあった、委員会指示の違反者に発出される農林水産大臣の遵守命令の実績になります。

ただ、この命令が発出された後に再度違反行為を行ったのかはわかりません。遵守命令が発出された状態で、さらに違反行為を犯したのであれば、漁業法に基づく罰則の対象になるということです。

葭矢会長 それでは他に御意見ないようでしたら、報告事項を終了させていただきます。事務局から何かありますか。

本多次長 次回の委員会は、9月以降に開催したいと考えております。
当初の予定では、次回を11月開催としておりましたが、11月までに審議いただく案件が出てきそうですので、前倒しで開催させていただきます。

開催時期が決まり次第、日程調整表を配布させていただきますので、ご都合の良い時間を記載いただき、返信いただきますようお願いいたします。

また、日本海ブロック会議の要望議題につきましては、非常に早い段階での審議となりました。当初、日本海ブロック会議が実施されるまでに次回の委員会が開催される予定がなかったため、本日確認いただいた次第です。その点につきましては御理解願います。

葭矢会長 ありがとうございます。それでは、全体通して最後に御発言ございますか。

【発言者なし】

葭矢会長 それではないので、これにて委員会を終了させていただきます。お疲れさまでした。

【閉会 午後3時30分】

以上、議事の正確なることを証する。

令和7年7月29日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員